

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十一月三十日
第二千二百六十六号
金 曜 日

主 要 目 次

- ◇告示 中浜村外一町三箇村排水改良事業に係る土地改良事業計画設定について
環境衛生監視員の身分を示す証票交付
- ◇選挙管理委員会告示 政党協会その他の団体の收支報告書要旨
同

告 示

◇鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、県営中浜村外一町三箇村排水改良事業に關し、土地改良事業計画を定めた。よつて同法同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十

六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覽に供すべき書類の名称

県営中浜村外一町三箇村排水改良事業計画書の写

二、縦覽期間

昭和二十六年十二月一日から同年十二月二十日まで

三、縦覽の場所

西伯郡中浜村役場

同 余子村同

同 境 町同

四、異議の申立

利害關係人において当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに、書

面をもつて知事に申し立てること。

鳥取縣告示第五百二十七号

興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第五條、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第七條、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第六條、美容師、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十三條、へい獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第六條及び墓地埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十八條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十六年十一月三十日

鳥取縣知事 西尾 愛治

記

職名氏名番号 交付年月日

鳥取縣技術吏員 中村 徳藏 四 昭和二十六年十一月二十六日

環境衛生監視員 鳥取縣事務吏員 西山 松壽 一二

鳥取縣事務吏員 小田 光朝 二六
環境衛生監視員 倉田 速雄 五四

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第七十七号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通である。

昭和二十六年十一月三十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

二、期間 自昭和二十六年八月三十一日 至 年十月 三十日

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件千円以上の寄附	一件五百円以上の寄附	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
日本共産党鳥取東伯地区委員会	三、五九〇、〇〇円	1	1	1	1	1	昭二六、一一〇
				三、四三〇、〇〇円			

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者

(該当事項なし)

(二) 支出

鳥取縣選舉管理委員會告示第七十八号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された收支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年十一月三十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

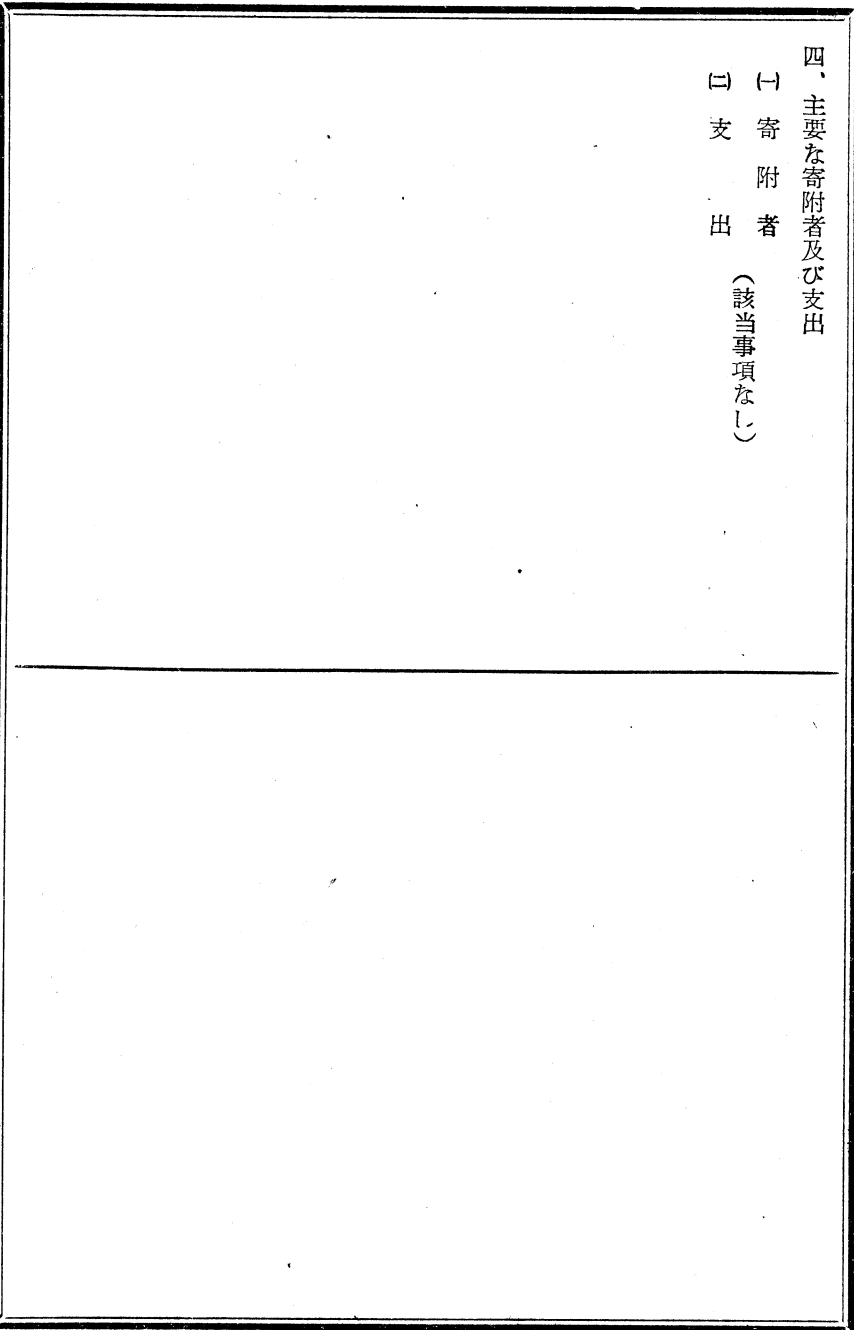
二、期間 自昭和二十六年五月 一日 至 年八月三十一日

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件千円以上の寄附	一件五百円以上の寄附	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
鳥取県労働組合協議会	1	1	1	1	1	1	昭二六、一九

四、主要な寄附者及び支出

- (一) 寄附者
 - (二) 支出
- (該当事項なし)



昭和二十六年十一月三十日印刷
昭和二十六年十一月三十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所